

## 引き上げ分の地方消費税交付金【社会保障財源化分】の用途について

社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うため、平成24年度8月に消費税法及び地方税法が改正され、平成26年4月1日から、消費税および地方消費税の税率が5%から8%へ引き上げられました。  
令和4年度決算における地方消費税交付金の用途については次のとおりです。

### 【歳入】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分 92,297 千円

### 【歳出】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費 880,559 千円

(単位:千円)

事業名	令和4年度 決算額 A	うち人件費等 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国(県)支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)		
民生費	社会福祉費	532,329	76,325	456,004	290,298	13,500	4,175	148,031	15,516
	老人福祉費	483,983	9,006	474,977	42,110	0	17,229	415,638	43,566
	児童福祉費	211,267	106,451	104,816	55,187	3,200	13,544	32,885	3,447
	小計	1,227,579	191,782	1,035,797	387,595	16,700	34,948	596,554	62,529
衛生費	保健衛生費	423,015	33,760	389,255	39,491	60,100	5,659	284,005	29,768
	小計	423,015	33,760	389,255	39,491	60,100	5,659	284,005	29,768
合計		1,650,594	225,542	1,425,052	427,086	76,800	40,607	880,559	92,297

※ 事業区分及び金額は、地方財政状況調査(決算統計)の歳出区分による。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。